

改正後	改正前
<p>一 標準専任媒介契約約款</p> <p>標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。</p> <p>(一) 専任媒介契約書</p> <p style="text-align: center;">専 任 媒 介 契 約 書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 媒介に係る業務</p> <p>乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、<u>宅地建物取引士</u>をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、<u>宅地建物取引士</u>が記名押印した書面を交付して説明させます。</p> <p>三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、<u>宅地建物取引士</u>に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(二) 専任媒介契約約款</p> <p style="text-align: center;">専 任 媒 介 契 約 約 款</p> <p>(宅地建物取引業者の義務等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。</p>	<p>一 標準専任媒介契約約款</p> <p>標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。</p> <p>(一) 専任媒介契約書</p> <p style="text-align: center;">専 任 媒 介 契 約 書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 媒介に係る業務</p> <p>乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、<u>取引主任者</u>をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、<u>取引主任者</u>が記名押印した書面を交付して説明させます。</p> <p>三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、<u>取引主任者</u>に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(二) 専任媒介契約約款</p> <p style="text-align: center;">専 任 媒 介 契 約 約 款</p> <p>(宅地建物取引業者の義務等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。</p>

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、宅地建物取引士が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四・五 (略)

## 二 標準専属専任媒介契約約款

標準専属専任媒介契約約款は、次の専属専任媒介契約書及び専属専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

### (一) 専属専任媒介契約書

#### 専 属 専 任 媒 介 契 約 書

## 2 媒介に係る業務

乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、宅地建物取引士が記名押印した書面を交付して説明させます。

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四・五 (略)

## 二 標準専属専任媒介契約約款

標準専属専任媒介契約約款は、次の専属専任媒介契約書及び専属専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

### (一) 専属専任媒介契約書

#### 専 属 専 任 媒 介 契 約 書

## 2 媒介に係る業務

乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させます。

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。

四・五 (略)

(二) 専属専任媒介契約約款

専 属 専 任 媒 介 契 約 約 款

(宅地建物取引業者の義務等)

第四条 (略)

2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、宅地建物取引士が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四・五 (略)

三 標準一般媒介契約約款

標準一般媒介契約約款は、次の一般媒介契約書及び一般媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(一) 一般媒介契約書

一 般 媒 介 契 約 書

3 媒介に係る乙の業務

乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

四・五 (略)

(二) 専属専任媒介契約約款

専 属 専 任 媒 介 契 約 約 款

(宅地建物取引業者の義務等)

第四条 (略)

2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四・五 (略)

三 標準一般媒介契約約款

標準一般媒介契約約款は、次の一般媒介契約書及び一般媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(一) 専属専任媒介契約書

一 般 媒 介 契 約 書

3 媒介に係る乙の業務

乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、宅地建物取引士が記名押印した書面を交付して説明させます。

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。

四・五 (略)

## (二) 一般媒介契約約款

### 一般媒介契約約款

(宅地建物取引業者の業務)

第5条 乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、宅地建物取引士が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四・五 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させます。

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。

四・五 (略)

## (二) 一般媒介契約約款

### 一般媒介契約約款

(宅地建物取引業者の業務)

第5条 乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 (略)

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四・五 (略)